

重要事項説明は、お申込みの際に特にご確認いただきたい事項を説明したものです。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご理解いただいたうえでお申込みくださいますようお願い申し上げます。また、本説明はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありませんので、詳細につきましては、ホームページに掲載の約款またはご契約後にお送りする約款をご確認いただきますようお願いいたします。

重要事項説明

契約概要

契約者について

契約者となるためには、当組合の組合員となる必要があります(愛知県内に事業場のある中小企業者で出資金1,000円が必要)です。

共済期間について

一共済期間は1年とします。ただし、初年度においては、責任開始日に始まり、その後最初に到来する4月1日午前0時をもって終了します。2年目以降は、更新により補償を約束する1年間とします。

共済契約の更新について

共済期間終了日の1か月前までに、契約者から書面による解約のお申し出が

ない場合、共済契約は更新されます。ただし、補償状況などにより当組合が契約の更新を不適当と認めた場合を除きます。

共済掛金の払込方法について

共済掛金の払込みは、ご指定の口座振替取扱金融機関の預金口座から毎月1日(金融機関が休業日のときは翌営業日)に自動口座振替となります。なお、初回の口座振替は、各(月掛)共済掛金の2か月分(初めての契約の場合は、出資金1,000円を加えて振替)とします。

割戻金・満期返戻金について

当組合の共済には、割戻金・満期返戻金はありません。

注意喚起情報

クーリングオフについて

契約申込者または契約者は、すでにお申込みされた共済契約について、申込日を含めてその日から8営業日以内であれば、その申込みの撤回をすることができます。この場合、当該お申込みのすべてについて撤回してください。

お申込み時における注意事項

お申込みの際、被共済者となる方の同意を得てご加入ください。また、この際の告知(健康状態)内容が事実と異なる場合、共済金のお支払いができない場合があります。なお、健康告知内容欄に該当する方はご加入できません。

共済契約の補償開始時期

補償開始は責任開始日(申込日の翌々月1日午前0時)からとします。ただし、初回の共済掛金の引き落としができない場合には、この限りではありません。

共済金のお支払いの時期

共済金のお支払いに際し、請求書類による確認および特別な照会や調査の状況により、お支払いの時期が異なります。各状況に応じての支払時期は、約款に明示・規定されています。

共済金をお支払いできない場合・減額する場合

詳しくは「重要事項説明(共済金をお支払いできない主な場合)」・「重要事項説明(共済金のお支払いが制限される主な場合)」をご確認ください。

共済掛金の払込猶予期間

共済期間中に共済掛金の未納が3か月連続して生じた場合、共済契約の効力は、共済掛金の最初の未納月の翌月1日午前0時で失効します。

共済契約の終了と共済掛金および共済金

1. 中途解約の場合

共済契約者は、書面の提出により、いつでも将来に向かって共済契約を解約することができます。この場合の共済期間は、脱退の届け出が受理され

た月の末日をもって終了とし、終了日の属する月の翌月分以降の共済掛金を払い戻します。

2. 資格喪失等の当然終了の場合

被共済者が死亡・退職等によって資格を失った場合、または共済期間終了日に共済契約の制限年齢(満65歳)に達している場合、その日をもって共済契約は終了し、その日の属する月の翌月以降に対応する共済掛金を払い戻します。

3. 共済契約を解除する場合

- (1) 共済契約の締結時に故意または重大な過失により不実のことを告げた場合
 - (2) 共済金の請求にあたり不正行為があった場合
 - (3) 共済契約者、被共済者または共済金受取人が反社会的勢力に該当すると認められた場合
 - (4) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している等の場合
 - (5) 共済契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合
- (1)から(5)のいずれかに該当する事実がある場合、共済期間の途中であっても契約を解除することがあります。この場合、解除理由に該当する共済金はお支払いしません。

4. 共済契約を取り消す場合

共済契約者または被共済者に詐欺または強迫行為があった場合、共済契約を取り消すことがあります。この場合既に払い込まれた共済掛金は払い戻しません。

登録内容の変更

事業所名・住所・代表者名・被共済者名等その他ご登録の内容に変更が生じた場合には、当該日から15日以内に書面をもってお届けください。

組合の運営について

当組合では、事業の状況につきましては組合員の皆様に公開し、健全な事業活動に努めます。なお、異常災害・事業運営の破綻等により損失金が生じた場合は、てん補のため共済金の減額または共済掛金の追徴を行うことがあります。

中小企業共済の相談・苦情窓口のご案内

当組合では、次の窓口において、ご相談や苦情をお受けします。

1 当組合お客様相談室

電話:0120-00-9967

受付時間:平日9:00から17:00まで
(土日祝日、年末年始を除く。)

2 当組合との間で解決できない場合は、愛知県弁護士会紛争解決センターへご相談いただくこともできます。同センターでは、あっせん・仲裁により、解決支援業務を行います。

愛知県弁護士会紛争解決センター

電話:052-203-1777 住所:〒460-0001 名古屋市中区三の丸一丁目4番2号 愛知県弁護士会館2階
受付時間:平日10:00から16:00まで(土日祝日、年末年始を除く。)

愛知県中小企業共済協同組合

●本部/〒450-0002 名古屋市中村区名駅4-4-38
愛知県産業労働センター(ウインクあいち)16階
TEL(052)587-2223(代)

●三河支局/〒444-0860
岡崎市明大寺本町1-34 岡崎センタービル8階
TEL(0564)22-0191(代)

○詳しい情報はホームページからご覧いただけます。

<https://www.ack-kyosai.or.jp>



2020.01 00,000(本)

中小企業・小規模企業者のみなさまに お届けしたい安心があります。

業績アップにつながる福利厚生施策は、
これで解決!

従業員医療共済 従業員弔慰金共済



愛知県中小企業共済協同組合は、愛知県内の中小企業の経営者およびその従業員のみなさまへ、ケガや病気などの「もしものとき」に対し、「相互扶助の精神」に基づいて一定の補償を行う、営利を目的としない愛知県知事が認可する事業協同組合です。「中小企業共済」とお呼びください。あいちで生まれ、あいちで育った、愛知の中小企業共済です。

2020年度改定版

詳しいお問い合わせ、資料のご請求などお気軽にお電話ください。
0120-00-9967
お客様相談室(受付時間)平日9:00~17:00

従業員医療共済

1年契約

自動更新型

▶加入できる方 法人の従業員で

満15歳以上満60歳未満の方(最高満65歳の契約終了日まで継続可)

▶共済掛金 月掛 **1,000円** (被共済者1人につき)

▶責任開始日 申込日の翌々月の1日午前0時から発効します。

従業員弔慰金共済

1年契約

自動更新型

▶加入できる方 法人の従業員で

満15歳以上満60歳未満の方(最高満65歳の契約終了日まで継続可)

▶共済掛金 月掛 **500円** (被共済者1人につき)

▶責任開始日 申込日の翌々月の1日午前0時から発効します。

POINT!

メディカルサポートサービスの活用で、
従業員の健康づくりをサポート

POINT!

従業員とその家族のために備えておきたい見舞金

補償内容	
2年経過後に発生した 責任開始日より	ケガ・病気による 入院 ※1 ※2
	ケガ・病気による 手術 ※2 ※3 ※4
	ケガ・病気による 就業不能 ※2 ※5 ※6 ※7
2年以内に発生した 責任開始日より	ケガ・病気による 入院 ※1 ※2

従業員医療共済	
共済掛金月掛 1,000円	
6,000円 × 入院日数	(1日目から60日目までを限度)
診療報酬点数5,000点以上の手術または先進医療による手術	30,000円 (1入院中1回に限る)
就業不能状態が61日目から 30日ごとに	50,000円 (1回の就業不能につき90日を限度 加入後通算270日を限度)
継続5日以上入院	30,000円 (1入院中1回に限る)

補償内容	
2年経過後より 責任開始日	ケガ・病気による 死亡
2年以内より 責任開始日	ケガ・病気による 死亡

従業員弔慰金共済	
共済掛金月掛 500円	
100万円	
10万円	

従業員弔慰金共済には共済付帯サービスはございません。

重要事項説明

共済金をお支払いできない主な場合

〈従業員医療共済・従業員弔慰金共済共通〉

- 共済契約者の故意または重大な過失による場合
- 被共済者の犯罪行為または闘争行為による場合
- 被共済者の薬物依存を原因とする場合
- 被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故による場合
- 被共済者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故による場合
- 被共済者が道路交通法等の法令の重大な違反となる運転をしている間に生じた事故による場合
- 被共済者が、車両の運転者が酒気を帯びていることを知りながら、当該車両に同乗している間に生じた事故による場合
- 被共済者の刑の執行または拘留もしくは入監中に生じた場合
- 地震、噴火、津波その他の天災地変による場合
- 戦争、内乱、テロ、暴動その他の変乱による場合
- 核燃料物質関係の特性に起因する場合

- 事実の照会について正当な理由なく回答せず、調査の同意を拒んだ場合
- 共済掛金が未納の場合
- 当組合の事業の利用につき不正行為のあった場合
- 給付事由の発生から3年以内に共済金の請求に必要な書類の提出がなかった場合

〈従業員医療共済〉

- 被共済者の故意または重大な過失による場合
- 被共済者の精神障害または泥酔の状態を原因とする場合
- 被共済者の統合失調症、そう・うつ病、不安障害などの精神疾患による場合
- 被共済者が、捻挫・打撲・挫傷等のケガや病気による疼痛等の症状を訴えていても、画像検査等で患部に器質的变化が確認できない場合

〈従業員弔慰金共済〉

- 責任開始日から2年以内の自殺
- 責任開始日から2年以内の被共済者の精神障害または泥酔の状態を原因とする場合

共済金のお支払いが制限される主な場合

〈従業員医療共済〉

- 既往症、現症または既存障害がケガの発生の起因となった場合
- 被共済者が同一の病気(異なる病気であっても医学的に関連があると認められる場合を含む。)で2回以上入院した場合は、1回の入院とみなします。ただし、入院共済金が支払われる最後の入院の退院日の翌日から180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。

〈従業員弔慰金共済〉

- 同一の原因で複数の被共済者に発生した給付事由による共済金の総額が1,000万円を超える場合

従業員医療共済の共済付帯サービス

貴社の健康増進やメンタルヘルス対策の一環としてご活用ください

メディカルサポートサービス

電話健康相談

保健師、看護師または医師など、専門の資格を持つベテラン相談員が、健康に関するあらゆる質問にお答えするサービスです。

メンタルヘルスカウンセリング

健康上の不安や悩み、職場や仕事に関する不安や心配事など、誰かに相談したくても、上司や同僚など会社の誰にも知られたくないと思い悩んでいる従業員の心の健康をケアするサービスです。面接カウンセリングと電話カウンセリングをご用意していますので、いつでも気軽に相談いただけます。プライバシーは厳守されます。

※本サービスは、業務委託先である株式会社法研中部が提供いたします。 ※メディカルサポートサービスのご利用については、共済証書発行にあわせてご案内します。 ※本サービスは、相談員、医師、カウンセラーが問題解決の一助となる適切なアドバイスを行うものであり、当該問題の解決・改善を保証するものではありません。

医学的に 関連があるものの例

- ① 肝炎から肝硬変、肝臓癌へと進行する疾病に代表される一連の経過をたどって発症するもの
- ② 糖尿病による合併症に代表される基礎疾患があることにより発症するもの
- ③ 抗凝固薬の使用により出血が起こりやすくなることに代表される治療由来のもの